

平成 29 年度創造県おおいた推進事業「みんなの芸術体験事業」

企画・コーディネート業務

企画提案競技実施要領

1. 事業の概要

「みんなの芸術体験事業」は、高齢者や子ども達のほか芸術文化活動を体験しにくい方々に対し、芸術家等による表現手法を用いたワークショップを実施することにより、生きがいつくりや活力の向上、豊かな情操やコミュニケーション能力の育成を図ることを目的としている。

具体的には、高齢者福祉施設、児童養護施設等に、芸術家等を派遣し、ワークショップを開催するとともに、施設スタッフ等を対象とした研修会を開催する。

2. 委託業務内容等

(1) 業務概要

詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり

①福祉施設におけるワークショップの実施（4施設、延べ12回以上）

- ・施設側の要望に応えられる企画の立案及び芸術家の選定・招聘、アーティストのサポートほか、ワークショップ実施に係る一切の業務

※施設選定は県と協議のうえ行う。

※芸術家への謝金、旅費支出については、県が行う。

②ワークショップ体験会の開催（3回以上）

- ・福祉施設関係者のほか、広く一般の方（子供達なども含む）を対象としたワークショップ体験会の企画立案及び講師の選定・招聘ほか、参加者公募、会場設営等、ワークショップ体験会の実施に係る一切の業務

※ワークショップ体験会は、①の福祉施設におけるワークショップの内容を施設外の方にも体験、知っていただくための場であり、基本的に派遣アーティストによるワークショップとする。（内容は場所、対象が異なることからその場所等に合ったものとする）

※体験会講師への謝金、旅費支出については、県が行う。

※体験会の参加者は、概ね15名～30名程度を想定。

※体験会の内容は、高齢者、子供など、回毎に、異なるテーマを設定する。

(2) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）までを予定

(3) 委託予算限度額

3,317,134円

(4) 事業内容補足

企画・コーディネート業務を行う団体として採択された後の主な事業の流れは以下のとおり。

【ワークショップ関係】

- ①コーディネーターと県が、実施施設（実施施設の選定は県と協議の上、行う）

を訪問し、芸術家等の派遣に係る打ち合わせを行う。

- ②コーディネーターは、実施施設の状況や希望内容等に応じて、企画案の作成と芸術家の選定を行う。芸術家の選定については、最終的に県と協議のうえ、決定する。
- ③選定された芸術家等とコーディネーターが実施施設を訪問し、実施打ち合わせを行う。
- ④コーディネーターは実施施設毎の企画書を作成し、県に提出する。
- ⑤実施施設の職員と芸術家等、コーディネーターとが連携を図り、計画的なワークショップを実施する。
- ⑥事業実施後、実施施設、芸術家等、コーディネーター、県の4者で実施内容をふりかえり、フォローアップを実施する。(改善点、良かった点等)

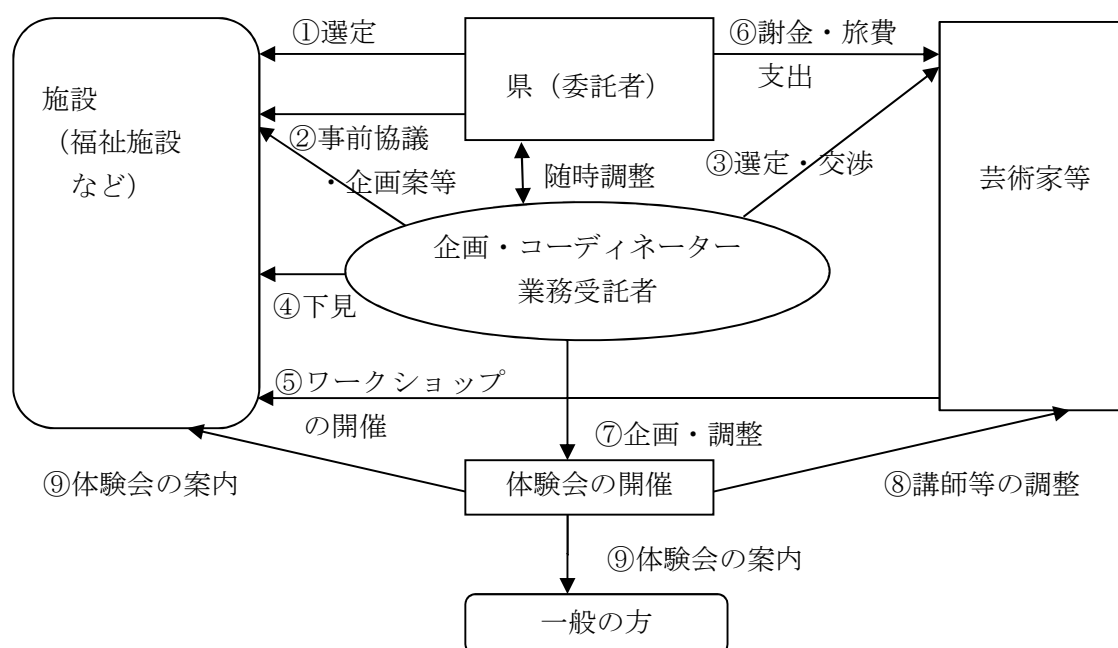
【体験会関係】

- ①コーディネーターは、ワークショップ体験会の企画書を作成し、県に提出する。
- ②企画書が了承された後、講師、開催場所等の調整を行う。
- ③調整後、ワークショップ体験会の広報を行い、参加者の公募を行う。
- ④ワークショップ体験会を開催する。
- ⑤参加者へのアンケート等を実施する。

【共通】

- ①コーディネート業務を行う全事業終了後、コーディネーターは委託業務終了後の提出書類（様式は採択後に連絡）を作成し、県に提出する。

<事業全体概念図>



(5) 費用負担

当該事業に係るワークショップ及び研修会に招聘する講師及び芸術家の旅費・謝金は、県の負担とし、それ以外の経費については、全て、受託者の負担とする。

3. 企画作成上の条件

(1) 企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (3) 公告日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 提案方法

(1) 提出期限

- ①参加表明書類 → 平成 29 年 5 月 8 日（月）午後 5 時必着
- ②質問書類（任意；質問ある場合） → 平成 29 年 5 月 9 日（火）午後 5 時必着
- ③提案公募書類 → 平成 29 年 5 月 12 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出方法

①参加表明書類、②質問書類

下記問い合わせ先まで、規定の様式を FAX、メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出

③提案公募書類

下記問い合わせ先まで郵送又は持参 (FAX、メール不可)

(3) 提案公募に係る提出書類 (提出部数：正本 1部、副本 (正本の写し) 4部)

下記のすべての書類を提出すること。

①企画提案競技申込書

②企画提案書

③見積書

④誓約書

⑤定款 (写し)

提出書類については返却しない。

6. 審査方法等

(1) 審査・採用

①審査会を設置して審査し、最優秀と決定された企画を採用する。

審査については、書面審査とする。審査会については、5月中旬の開催を予定。

また、選定された企画の使用権は大分県に帰属する。

②参加業者には、審査結果についてすみやかに通知する。

③審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

(2) 審査基準

概ね以下のとおり

①仕様書で示す業務の目的及び内容との整合性がとれているか。

②企画案の実効性は十分か。

③福祉施設等の事情に配慮できる体制となっているか。

④派遣する芸術家等の選定が適切か。

⑤体験会の内容が適切か、実現可能性は十分か。

7. その他

(1) 県は、受託者に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。

(2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ、進めるものとする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外に使用しない。

8. 問合せ及び提出先

大分県企画振興部 芸術文化スポーツ振興課 芸術文化企画班

所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1
TEL 097-506-2058
FAX 097-506-1725
E-mail a10980@pref.oita.lg.jp